

## 令和元年度 第2回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

### 1 日時

令和2年（2020年）1月27日（月）15時30分～16時30分

### 2 場所

山崎浄化センター 1階 会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

堀江信之会長（一般社団法人日本下水道施設業協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、北原罔彦（市民公募委員）、鈴木淳（大倉設備工業株式会社）、立川直（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、長坂祐司（東京地方税理士会鎌倉支部）、松山豊司（市民公募委員）、三宅十四日（日本下水道事業団関東・北陸総合事務所）

#### (2) 幹事及び担当課職員

樋田都市整備部長、関都市整備部次長兼都市整備総務課長、森都市整備部次長兼道路課担当課長、加藤下水道河川課担当課長、野中下水道河川課担当課長、永田浄化センター所長、持田共創計画部次長兼企画計画課担当課長、吉田財政課長

下水道河川課 阪中課長補佐、石原係長、斉藤課長補佐、白取係長、浄化センター 木村所長補佐、北川係長、斎藤所長補佐

#### (3) 事務局

都市整備総務課 岩崎課長補佐、村松課長補佐、山田担当係長

### 4 議題

#### (1) 下水道使用料減免制度の見直しについて

幹事から、答申案の内容について説明を行った。

説明に対する委員からの質疑に答えた後に、答申案が承認された。

#### (2) 下水道事業における経営戦略の策定について

幹事から、下水道運営審議会の諮問及び答申とその後の対応等について説明を行った後、質疑応答が行われた。

#### (3) その他

鎌倉市下水道運営審議会の第3回及び第4回の日程調整を行った。

### 5 会議の概要

（会長）定刻となりましたので、ただ今より令和元年度第2回鎌倉市下水道事業運営審議会を開会いたします。事務局から、本日の資料について報告願います。

（事務局）本日の配付資料について、ご確認願います。

本日の資料は、答申（案）下水道使用料減免制度の見直しについて、  
資料1 下水道事業における経営戦略の策定についてパワーポイントの画面をコピーしたもの、

資料2 鎌倉市下水道事業運営審議会委員名簿の3種です。

また、机上に参考資料として、参考1 鎌倉市下水道マスタープラン、参考2 鎌倉市下水道中期ビジョン、を1つのファイルに、参考3 鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画、参考4 社会基盤施設白書（平成30年度版）をそれぞれでファイルに綴じ込み置かせていただきました。ご確認をお願いいたします。

（事務局）本日傍聴希望者が2名おります。

（会 長）傍聴者入室のため、暫時休憩いたします。

—（傍聴者入室）—

（会 長）傍聴の方、大変お待たせしました。はじめに、傍聴の方に申し上げます。会議中は、カメラ・ビデオなどでの撮影及び録音は禁止します。また、議事の進行の妨げになりますので発言はお控えください。

では、議題に移らせていただきます。

議題4（1）「下水道使用料減免制度の見直しについて」の説明をお願いいたします。

（幹 事）下水道河川課担当課長の野中です。議題1「下水道使用料減免制度の見直しについて」の答申案を説明します。

第1回鎌倉市下水道事業運営審議会で諮問いたしました「下水道使用料減免制度の見直しについて」について、当審議会で審議いただいた結果を踏まえた答申案となっていますので、本日改めて、下水道使用料減免制度の見直しについてご審議をお願いします。

答申案を読み上げます。

「下水道使用料減免制度の見直しについて答申」。

令和元年(2019年)11月14日付け鎌都整第407号で鎌倉市長から諮問のあった2項目のうち「下水道使用料減免制度の見直しについて」、当審議会で審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添える。

「1 答申」。これまで鎌倉市は、市独自の市民サービスとして、鎌倉市下水道条例第15条第1項により、下水道使用料減免制度を運用し、同項第2号により生活保護受給世帯における下水道使用料を減免対象としてきている。

しかしながら、生活保護法に基づき支給される生活扶助費に下水道使用料相当額（光熱水費相当額）が含まれていると解釈されることから、下水道使用

料は生活扶助費の中から支払ってもらわなければならないものであり、この制度により減免されていない使用者との間において、不公平が生じていると考える。また、多くの自治体でも、すでにこの減免制度は廃止している。

そのため、同項第2号の減免制度を廃止し、生活扶助費と生活保護受給世帯への減免が重複している状況を速やかに改めるべきと考える。

「2 附帯意見」。生活保護受給世帯への減免制度の廃止にあたっては、減免対象者の方々の理解が得られるよう、必要な周知期間を設けて丁寧な説明をするとともに、制度廃止後も懇切丁寧な対応を求める。

また、生活保護受給世帯の者が同条第1項第3号に掲げるその他の減免制度に該当する事由がある場合は、新たな減免申請により減免が行われるよう申し添える。

以上が答申案です。ご審議をお願いします。

(会長) ただいまの説明にご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(委員) 生活保護法に基づき支給されている生活扶助費から、下水道使用料相当額を支払ってもらおうということだと思いますが、すでに対象者には説明が開始されているということでしょうか。又は、これから行うということでしょうか。

(幹事) 前回の審議会で説明いたしました。下水道使用料が生活扶助費として含まれているということです。生活保護受給者に対して減免制度を廃止する旨を、これから説明する予定ですので、まだ説明は行っていません。

減免制度の廃止は、条例に規定されているので、条例改正を行った後に、周知期間を設け、対象者に説明を行ったうえで減免制度を廃止していきます。

(委員) 対象となる世帯又は人数はどのくらいありますか。

(幹事) 平成30年度の状況ですと、548世帯が対象となっています。

(会長) そのほかご質問はありませんか。

答申案につきましては、各委員、了承でよろしいでしょうか。

— (委員から異議なしの声) —

(会長) それでは了承といたします。

答申案については、事務局で必要な手続きを行い、会長名で鎌倉市長に答申いたしますので、各委員におかれましてはご承知置きください。

(会長) 次に、次第4(2)「下水道事業における経営戦略の策定について」事務局から説明をお願いいたします。

(幹事) 都市整備部次長兼ねて都市整備総務課長の関です。

本日は、前回の審議会に続き下水道事業における経営戦略の策定について説明をさせていただきます。

項目を3つに分けて順に説明いたします。

1項目は、「下水道事業運営審議会の答申とその後の対応」

2項目は、「鎌倉市下水道事業の現状について」

3項目は、「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画」について説明します。

それでは項目1の「下水道事業運営審議会の答申とその後の対応」として、平成17年度以降に開催した審議会における諮問・答申の内容を説明いたします。

はじめに平成17年11月2日に諮問し、平成18年10月10日に答申された、「下水道使用料の適正化について」の内容は、下水道使用料の対象とする経費について、汚水に係る維持管理費に加えて、汚水分の資本費を対象経費とし、その割合は私費と公費で等分となるよう50%を参入するのが適当であること。また、改定にあたり激変緩和措置として段階的に算入率を高めることとし、概ね10年以内に汚水資本費算入率50%を達成することが望ましく、現行の使用料体系等を踏襲することに問題はないこと。

この他に下水道事業の執行にあたり、コスト意識を持ち、組織・人員の見直しを継続的に行うなど、経営努力を払うこと。

使用料の改定については、使用者の理解が得られるよう、丁寧な説明と十分な広報に努めることなどが、答申の内容になります。

その後の対応としては、資本費算入率50%を目標に平成19年に約20%、平成24年に10%の料金改定を行いました。

また、資本費算入率は、平成24年度決算値で44.95%に達しましたが、使用料収入の減少や維持管理費の増加等により、平成29年度決算値では、約35%となっています。

続きまして、平成17年11月2日に諮問し、平成19年10月15日に答申された、「下水道事業の今後のあり方について」の内容は、これまで市街化区域で汚水の下水道整備を進め、ほぼ概成したことから、市全体として生活環境の整備と公共用水域の汚濁防止効果が実現できるように、市街化調整区域の生活排水処理を集合処理に適した区域に見直すことが必要であること。

また、下水道が整備されることにより受益を享受することになるので、市街化区域と同様に一定の住民負担を頂くことが適切であること。

下水道整備完了後は、下水道へ接続しない家屋へ公共下水道への切替えを促進する方法として、工事資金の助成の他、法律や建築の専門家の協力を得る

ことなどで、未接続家屋の解消に努める必要があることなどが答申の内容になります。

その後の対応としては、平成 20 年 6 月事業認可変更を行い、市街化調整区域約 55ha を汚水事業認可区域に編入し、順次整備を進めています。

最後に、平成 23 年 10 月に諮問し、平成 24 年 10 月に答申された、「下水道事業の運営について」の内容は、5 項目に大別され、1 点目の台帳の電子化では、アセットマネジメント手法の導入など下水道施設の適切な管理において、不可欠であるため実施を図ること。

2 点目の集中豪雨対策では、鎌倉市下水道総合浸水対策計画の重点地区の整備等のハード対策とハザードマップ等を利用したソフト対策を推進すること。

3 点目の、処理区のあり方については、事業実施までには相当期間を要することなどから、結論を出さず慎重な調査・検討が必要であったこと。

4 点目の未利用資源の活用では、環境対策や災害時の電力確保等を行い、処理場のエネルギーの自立化を目指すことを基本方針とすること。

5 点目の財政の健全化では、維持管理費の削減、事業の平準化、事業必要性の明確化、資本費急増抑制等により、持続可能な経営基盤を確立し、企業会計化に向けた準備が必要であることなどが、答申の内容になります。

その後の対応としては、この答申を受けて下水道中期ビジョンを策定し、平成 25 年度から施策に取り組んでいます。

続きまして項目 2 の「下水道事業の現状について」説明します。まず、1 点目になります下水道の役割として、下水道事業では「浸水防除」、「公衆衛生の向上」、「公共水域の保全」を大きな目標として事業を実施しています。これらの施設が整備後 50 年以上を経過し、老朽化した施設が増加しています。

また、大規模災害の発生リスクの増大に伴い、災害に強い下水道施設の整備や改築などが求められています。

しかし、維持管理の増加や人口減少等による下水道使用料収入が減少傾向となっていることから、財源不足が課題となっています。

このため、下水道事業の目的を果たすためには、持続的に下水道施設を維持管理する必要があり、その手法としてストックマネジメント計画による維持管理費の縮減・平準化、包括民間委託の導入などにより、維持管理費の縮減が求められています。

また、浸水対策については、平成 20 年 8 月に鎌倉市下水道総合浸水対策計画を策定し、順次整備を進めています。

続きまして 2 点目の「下水道事業におけるこれまでの投資」になります。

鎌倉市では、下水道の役割を果たすために、昭和 33 年から平成 30 年までの間に汚水・雨水合計で 1,746 億円の投資をしてきました。この投資額は市が直接投資した金額です。住宅団地の開発などに伴って整備された下水道は民

間により投資・整備され、開発完了後に市に帰属・寄付されました。このため、現在、市が保有する資産は、汚水で約 1,700 億円、雨水で約 300 億円に達しています。

3 点目の「下水道の機能」としては、平成 31 年 4 月 1 日現在の汚水の下水道整備率 97.8%、普及率 97.7%、接続率 93.4%となっています。

次に水質の状況については、大船処理区が供用開始された平成 5 年から平成 19 年までの 15 年間の市内 5 河川と下水道普及率を表及びグラフで経年変化を表しました。このデータにより、下水道普及率の上昇と比例して、市内の 5 河川の BOD 値（生物学的酸素供給量）が下がっており、公共水域の保全、公衆衛生の向上に寄与しています。次の表は、七里ガ浜、山崎両浄化センターの汚水の浄化状況を表しており、放流水質は、放流基準を十分満たしていることがわかります。

次に「浸水対策」につきましては、計画降雨強度は 1 時間当たり 57.1mm で整備を進め、平成 31 年 4 月 1 日現在で整備率 77.8%となっています。また、平成 16 年の台風 22 号が 1 時間最大雨量 78.5mm を記録し、鎌倉市において水害による甚大な被害がおきました。

この台風の 1 時間最大降雨 78.5mm を踏まえて平成 20 年 8 月に「鎌倉市下水道総合浸水対策計画」を策定し、順次整備を進めています。なお、その後、1 時間最大降雨 78.5mm を超える降雨や浸水被害は起こっていません。

次に、「資源利用について」につきましては、山崎浄化センターから出る汚泥焼却灰や両浄化センターから出る汚泥焼却休炉時の脱水ケーキを全量セメント原料として有効利用しています。

続きまして、社会基盤施設マネジメント計画について説明いたします。

鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画は、鎌倉市が管理する社会基盤施設が、「市民の安全・安心を守り、市民生活を支え続ける」ことを目指して平成 28 年 3 月に策定され、市議会に対しては、平成 28 年 6 月の建設常任委員会において報告しました。

市議会からは、マネジメント計画はやらざるを得ない時代が来る、そういう時代は想定されていたと思う、特に下水道、色々な形で新たな技術が導入されることで技術を学ぶ必要があること。さらに組織のインフラ、今後は必ずメンテナンスが出てくるわけであるから、人材、技術者の育成をしていかななくてはいけないということ。加えて災害時を意識してインフラ対策を考えるという意見・要望等がありました。

次に、平成 27 年度に、現在あるインフラを質、量ともに現状維持することを前提条件として維持管理・補修更新費の試算を行いました。結果は下水道事業特別会計で今後 40 年間に要する経費は、約 2,359 億円、1 年当たりにはしますと約 59 億円と試算されました。

参考ですが、一般会計で管理する道路、公園などの維持管理・補修更新費は、今後 40 年間で約 1,089 億円、1 年当たり約 27 億円で、いかに下水道の維持管理・補修更新に経費が掛かるかお分かりいただけたと思います。

次に、将来のインフラ管理経費の推計です。こちらのグラフは、マネジメント計画で推計した下水道の維持管理費・補修更新費を現したものです。

維持管理経費と補修更新経費を合計した管理経費は令和 14 年度に約 137 億円、令和 19 年度に約 121 億円などピークが生じることが分かりました。今回の経営戦略策定期間は、令和 3 年度から令和 13 年度ですが、令和 9 年度と令和 13 年度に 100 億をこえる経費が必要になるとマネジメント計画の策定時には推計されています。

この推計結果から、これまでの維持管理・補修更新を行っていても、必要な経費を賄うことができなくなることが明確となりました。このため社会基盤施設マネジメント計画において、下水道事業では、予防保全型管理による効率的な管理を目指すとともに、適正な料金単価、料金体系を検討し事業歳入の安定化を目指すこととし、インフラ管理コストの圧縮、削減、平準化をしていくこととしました。

次のグラフは、マネジメント計画に示される取組みを着実に実行した場合を条件とし、改めて維持管理費・補修更新費を試算した結果で、マネジメント後のインフラ管理経費の縮減傾向を示したものです。

将来予測経費とマネジメント後の経費の試算結果の比較により、下水道事業特別会計全体では約 25% の削減効果があるとの結果が得られ、今後 40 年間に要する経費は約 1,769 億円、1 年当たりでは約 44 億円との試算結果を得ました。

次に近年の維持管理費について説明します。下水道の維持管理にかかる経費ですが、「管きよ」、「下水道終末処理場」、「中継ポンプ場」、「その他」で構成されています。マネジメント計画では、マネジメントの実施後に必要な維持管理経費を 14 億円程度としています。

平成 30 年度には約 17 億円を支出しました。維持管理経費については、近年減少傾向にありますが、突発的な修繕が発生した場合には、費用が突出するリスクを抱えています。

次に、本市における補修更新費の推移です。

補修更新費は、建設改良費という費目で表されます。マネジメント計画では、この建設改良費が年度の平均で約 30 億円必要と試算しています。平成 30 年度に支出した建設改良費は 7 億 6 千万円ですから、このままでは計画的修繕・更新を行うことは困難であると言わざるを得ません。

次にマネジメント計画のリーディングプロジェクトについて説明します。

「予防保全型管理による点検調査計画の策定」については、現在の「事後保全型管理」では、突発的な事故等への対応に多くの経費がかかり、復旧までに相当な期間を要することから、市民生活等に影響を及ぼすこととなります。

このことから、ストックマネジメント計画を策定することにより、現在の「事後保全型管理」から計画的な修繕・改築を行うことで、事故等を未然に防ぐ「予防保全型管理」へ移行するものです。

ストックマネジメントの導入については、平成 31 年 3 月に鎌倉市下水道ス

トックマネジメント計画を策定し、今後、各施設の点検・調査を実施して劣化状況を把握して修繕改築計画の策定を行います。

最後に「持続型下水道幹線の整備」については、鎌倉処理区の地震・津波等の対策を実施する事業で、津波浸水想定区域内に在る既存の下水道幹線管渠及び中継ポンプ場に換えて、耐震性の高い自然流下管を津波や高潮の影響を受けない地中深くに再整備するものです。

この事業により中継ポンプ場6箇所、伏せ越し60箇所を廃止し、老朽化対策と地震・津波対策に加え、中長期的には維持管理経費や補修更新経費の削減を図り、将来にわたって、持続可能な下水道を構築する事業になります。

以上で説明を終わります。

(会長) ただいまの事務局の説明にご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(委員) 詳細な説明をありがとうございます。説明の中で、市議会の反応について説明がありました。勿論やらなければならないということだと思いますが、逆に反対意見はあったのでしょうか。あったとすれば、何で反対ということだったのでしょうか。

(幹事) 議会の議事録では、特段反対意見というよりも、進めていくうえで注意していかなければならないだろという視点での意見があったと受け止めています。

(委員) ありがとうございます。

(委員) 説明の中で、維持管理費が増えているということと、使用料が減少しているという説明がありましたが、維持管理費については補修費とか修繕費なのかと考えますが、使用料が減少している理由というのはどのようなものがあるのでしょうか。また、どのくらいの減少であるのか教えてください。

(幹事) 使用料が減少傾向にあるという理由は、人口減少であるとか節水型の電化製品の普及、核家族化による使用水量の減少というのが要因ではないかと考えています。

使用料の減少額については、今データを持ち合わせていませんので、お答えできません。

(委員) 先ほどの説明の中で、下水道の接続率が93.4%という説明がありましたが、今後は100%を目指すということでしょうか。または、何かネックがあってどこを目指すかということが考えられているのでしょうか。

(幹事) 基本的には、100%を目指しています。現在、整備が終わっていても接続し



ていただけていないところについては、接続していただけるよう広報等で周知するなど普及促進に向けた取り組みを行っています。

(委員) ありがとうございます。100%を目指すときにネックになっていることは何ですか。

(幹事) 実際に接続されていないお宅に行きお話を伺いますと、高齢になり年金生活のためそこまで整備ができない、古い建物になると建て替えに伴って下水道への切り替えをしたいので今はできないなど、様々な理由があるようです。

(委員) 資源利用について、汚泥の焼却灰をセメントとして有効利用しているという説明がありましたが、業者にお金を払って引き取ってもらっているということでしたが、費用はいくら位かかっているのでしょうか。

(幹事) 焼却灰の処理処分委託による処分費は、年間で約 500 万円程度となっています。

(委員) 追加で質問ですが、維持管理費の中に下水道処理場の焼却施設も入っていますか。

(幹事) 水処理、汚泥処理、焼却処理全て入っています。

(委員) 焼却施設でどのくらいの割合になっていますか。

(幹事) 申し訳ありません。手元に資料がなくすぐにお答えできません。

(委員) 管渠の更新というのは、どの位の率で更新していこうと考えていますか。あと、耐用年数を教えてください。

(幹事) 管渠の更新につきましては、昨年度から下水道管渠の現状を把握するためのスクリーニング調査ですとか、詳細調査を実施しており、維持管理計画を策定し、今後下水道ストックマネジメント計画に反映していこうと考えています。現状で今後何年間位でというのは、目標耐用年数は標準耐用年数 50 年の 1.5 倍の 75 年を設定して維持修繕計画を作っていこうと考えています。

(委員) ありがとうございます。

(委員) 2 ページ目の前の古い答申（平成 24 年 10 月に答申された、「下水道事業の運営について」）にある、未利用資源の活用のところには災害時の電力確保というのがあり、処理場のエネルギー自立化を目指すというのがありますが、東

日本大震災のときに計画停電がありました。実際のところ電力の確保については問題がなかったのかということと、今現在はある程度であれば問題がないのか、エネルギー自立化についてはいかがでしょうか。

(幹 事) 現状の設備ですが、終末処理場につきましては発電機を従前から設置していきまして、その発電機で賄っています。ポンプ場につきましては、計画停電が起きる前までは、二回線受電ということで運営しておりました。どちらかの電力が喪失しても片方の電力から供給を受け運転していましたが、両方とも計画停電により遮断されてしまいました。こうしたことから、以降については発電機を設置し現在に至っていきまして、見学いただきました西部ポンプ場をはじめ自家発電機を設置している状況です。

(委 員) 発電機以外では、太陽光発電みたいな自然エネルギーについては、どの位有効かはわかりませんが考えていますか。

(幹 事) 太陽光発電とかいろいろな未利用エネルギーの利用に関しては、平成 25 年度に検討を行っておりますが、費用対効果が得られないということで、社会情勢とか技術革新だとか、そういったところを見ながらできるものがあれば導入していきたいと考えています。

(委 員) ひとつ気にかかっていたことがあるのですが、下水道を浄化して放流するときには、90 何%くらいであれば問題がないという説明がありましたが、神奈川新聞に横浜市立の東戸塚小学校では再生水についての勉強会を行っているということが書いてありましたが、詳しいことはわかりますか。

鎌倉市立の小学校では、再生水利用についての勉強はされているのでしょうか。鎌倉市としてのお考えはありますでしょうか。

(幹 事) 再生水につきましては、処理場内で再生水の一部を利用していたり、処理場のトイレでも利用しているなど現在も使用しています。それ以外の利用についても、平成 25 年の段階で処理水の利用について検討を行っており、処理場の外に出すとなると私共だけでは無理なため、企業に利用してもらうこと等も協議した経過はありますが、なかなか実施までに至らなかったという状況があります。

特に小学校での勉強会というのは、他市の例も含めて把握はしております。

(委 員) 新しい管を入れるとシールド工法ということだったのですが、今使用されている道路に入っている幹線はそのまま残ってしまうのでしょうか。それとも撤去するのでしょうか。

あと、雨水、台風の被害が多いですが、比較的鎌倉の下水道の本管は細いも

のですから、雨が下水道に流入して溢れているというのが結構多いと思います。雨が流入して維持管理費とか経費が年間かかっているのではないのでしょうか。

(幹 事) 持続型のシールドということで説明いたしましたが、整備された段階で幹線管渠を撤去するかについては、一部の管は使わなくなりますが、最終的に撤去するかどうかは、経費的な部分を含めてどのような対応をしていくかについては、現段階ではまだ決まっていない状況です。

(幹 事) 大雨が降った場合、汚水管に不明水が流入してくるという点については、地下水も考えられますが、管が老朽化してヒビから雨が汚水管に入ってくることが確かにあり、管更生等しながら不明水対策を進めています。今後も不明水がどこから多く入っているかも含めて調査等を進めてまいりたいと考えています。

(委 員) 先ほど見学をしたなかで、ポンプ場と処理場2つあったのですが、ポンプ場の場合は100%市が管理していると考えてよいのでしょうか。処理場についてはいくつか名前が入った自動車が入っていましたが、100%でなくてある専門業者の協力というものが入っていて運営されているのでしょうか。100%市が賄っているのか、一部外注、委託されているのか七里ガ浜と山崎でわかる範囲で教えてください。

(幹 事) 鎌倉市の公共下水道は鎌倉市で行っています。したがって、運営管理は市長が行っています。ただ、下水道は24時間365日流れていますので、全てを市の職員でというのは難しいため、運転管理業務を民間事業者に委託して行っています。ポンプ場を含め処理場全て運転管理の業務は、民間事業者に委託して、それを市の職員が管理しています。

(委 員) 運転管理業務は、休日、夜間だけではなくて24時間ですか。

(幹 事) 24時間、365日です。

(委 員) 若干漠然とした話で恐縮ですが、私の個人的な見方として、飲料水をトイレに使うとか、植木に撒くというのはもったいない気がしており、こういう考え方は間違っているというか、正したほうがよいですか。鎌倉市としてどういう考え方を持っていますか。

(幹 事) 水道水をそのまま撒くというのは、あまりお勧めできません。浄化槽を下水道に切り替えたなら浄化槽が不要になりますので、そこに雨水を貯めて散水してくださいとか、降った雨を雨水タンクに貯めていただき、それを庭に撒い

てくださいと勧めてきました。ただし、現在は浄化槽を転用するケースは少なくなっています。それはトイレの水を貯めていた槽を消毒するとはいえ、その槽に水を貯めるというのは抵抗があるようです。また、ポンプ等も使わなければなりませんので、あまり利用されてはいませんが、下水道河川課で事業として扱っています。

(委員) 今の話と関連しますが、中水道という考え方は賛成されたことがありますか。例えば、トイレに中水道を設けるというのは一つのアイデアではないかと思いますが、勿論、費用の問題とかは生じますが、そういう考え方はおありなのかどうか。

(幹事) 中水道につきましては、処理水の再利用ということと同じ考えでして、先ほど申しました、平成 25 年に検討を行っています。一般の企業で利用してもらえないかということで、中水利用についての調整を行っていましたが、最終的に企業との交渉で、費用面で断念したことがありました。今後もそういう協議ができるのであれば、取組んでいきたいと考えていますが、その時は直近のケースでは断念したということです。

(幹事) 浄化センターでは、上水はなるべく使用を控えさせていただいています。処理には、大量の水が必要となりますので、その大量の水については砂ろ過施設を設けたりであるとか、再生水として利用するようにしています。これは、七里ガ浜、山崎浄化センターともに中水的な利用を工業用水的に使っています。また、山崎浄化センターに限ったこととなりますが、武道館という施設が大船駅側の建物にありますけれども、そちらのトイレの洗浄水に中水を利用しています。

(幹事) 先ほど、委員からご質問のありました、使用料の徴収額について資料がありましたので、ご報告させていただきます。

平成 26 年度の使用料徴収額は、約 26 億 1 千万円、その後、平成 29 年度が約 25 億 8 千万円、30 年度、31 年度も 25 億円台で推移している状況です。

(委員) 資料記載の最後 18 ページになりますが、持続型下水道幹線の整備というのがありますが、この中で、ポンプ場 6 箇所を廃止となっていますが、試算いただいているインフラ管理経費の中で中継ポンプ場の費用というのが、平成 28 年に作ったときにはまだ残っているという試算で作られたと思いますが、62 年とか 63 年のところにも入っているのですけれども自然流下で流す管路を大深度に作るというのはいつ頃になりますか。

(幹事) 持続型に関しましては、早い時期に新しく作るポンプ場の位置を決定することが最優先になります。これが早い時期に決まれば、順次、下水道

法、都市計画法の都市計画決定を取ったうえで、事業計画を進めていくと、今の段階で試算していますのは、約 17 年後、17 年で一定の幹線管渠の整備が終わるという予定で考えています。

(会長) 過去の経過を説明していただいたところで、平成 18 年に 10 年後を目安に資本費の 50%まで上げようということで、途中で上げていますけれども、結果的には平成 29 年には約 30%でまだ足りないということでしょうか。

(幹事) 現時点では、50%には達していないという状況です。

(幹事) 認識といたしましては、維持管理費がかかってくるうえでは、使用料は少し足りないであろうと。この際に資本費の 50%という話がありますが、最近総務省が示している数値の中では、いわゆる回収率的なもので、その維持補修費にかかる費用に対して、使用料がどのくらい程度になっているかという新たな指標を 4 年くらい前から示しています。鎌倉市はだいたい 94 から 95%位になっています。100%を目指すことによって、汚水の維持費にかかる使用料で補う部分が 100%になると考えると 6%位足りないというのが現状となっています。これを金額にすると、だいたい 2 億円前後で、今申し上げたのは維持管理で約 27 億円かかり、使用料が約 25 億円で、100%を目指すには全体的に約 2 億円収入増を図らなければならなくなっています。

少なくとも、総務省が示している以上は、使用料の補える部分としては、若干少ないということは認識せざるを得ないと考えています。

(会長) 他にはよろしいでしょうか。では、時間がきましたので、本日のところにつきましては終了といたします。委員の皆様には、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

— (傍聴者退室) —

(事務局) お疲れ様でした、それでは、次回の下水道運営審議会について、説明いたします。次回の下水道運営審議会は、投資財政計画を説明させていただきます。併せて、経営戦略改定ガイドラインについて、マニュアルを基に説明いたしますので、日程の調整をお願いします。

正面のスクリーンをご覧ください。鎌倉市下水道運営審議会は、山崎浄化センター管理棟 1 階会議室で、3 月 26 日 (木) 午後 2 時 30 分から開催といたしますがよろしいでしょうか。

— (特に異議等の発言なし) —

委員の皆様には、開催日が近づきましたら事務局から改めてご案内いたし

ます。

続きまして、年度が替わりまして令和2年度ですが、令和2年度第1回鎌倉市下水道運営審議会については、5月20日（水）、21日（木）、22日（金）のいずれかに開催したいと考えていますが、令和2年度の審議会の日程については、後日事務局のほうから連絡させていただきますが、現時点でご都合が悪い日がありますか。

—（特に発言なし）—

それでは、この3日を候補日とさせていただき、後日、事務局からご連絡、調整させていただきます。

（会長）以上をもちまして、本日の鎌倉市下水道事業運営審議会は終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上

注）質疑において数値を明示できなかった議題について、次のとおり補足します。

Q：「維持管理費の中で、焼却施設はどのくらいの割合になっていますか。」

A：汚泥焼却に要する費用は、約1億8千3百万円で山崎浄化センター全体の経費約6億2千5百万円の約29.3%の割合になります。